

西 辻 区 広 報 (平成30年11月号)

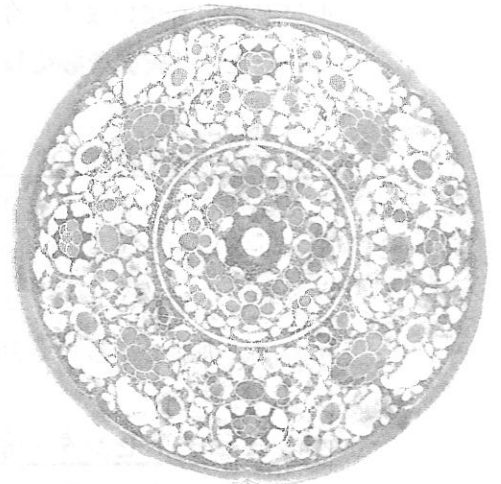
西辻区民のみなさまへ

発行者 区長 井森 武

はじめに

文化の秋・芸術の秋、今年で70回目を迎える正倉院展。昭和21年から始まり、平成最後の開催となる本年は、象牙やウミガメの背甲などの珍材が散りばめられ、細工に高い技術が垣間見られる工芸品の数々を始め、布としてだけでなく、芯材や緒として麻を使用した宝物も多数出陳されている。平成25年度から平成27年度まで3年間にわたり、宮内庁正倉院事務所により実施された麻製品に関する特別調査を反映した構成となっています。会期は、10月27日(土)～11月12日(月)までの間(全17日間 会期中無休)、奈良国立博物館で開催されています。この機会に奈良周辺を散策され、300年ぶりに再建された興福寺中金堂!などを正倉院展と合わせて楽しんでいただき、秋の古都奈良を満喫されてはいかがでしょうか。

平螺鈿背八角鏡
へいらでんはいのはっかくきょう



西辻区11月号広報を作成いたしましたので、ぜひお目通しください。

西辻区の開発について

区内の開発状況につきましては、別途「西辻区開発だより」として、過去4回にわたりお知らせしています。各開発地は今のところ大きな動きはなく締結された開発協議書に基づき、開発工事が進められています。工事に伴い通行止め・騒音等みなさま方には、ご不便・ご迷惑が生じていることと思われれます。不都合等がございましたならば、区長・各組役員にご遠慮なくお申し出ください。よって、今回第5号「西辻区開発だより」はこの報告をもってお休みといたします。

市内一斉清掃のお礼について

先日の一斉清掃におきましては、西辻神社の秋の例祭他いろんな行事と重なり、実施時間等が変則な形となりました。お忙しいところ多くの区民のみなさま方にご参加いただきありがとうございました。今後とも葛城市・西辻区が住み良い美しいまちとなりますよう、環境美化にご協力をお願いいたします。

＝裏面に続く＝

各祭事のお礼について

10月7日西辻神社において、秋の例祭が世話役の方々により笛吹神社宮司をお迎えし、厳かに執り行われ区民の安全と繁栄を祈願いたしました。また、10月24日には笛吹神社において秋季御例祭宵宮祭（十二振り提灯奉納）が、翌日にはみなさま方の無病息災・農作物の豊穰感謝などを祈願する秋季御例祭が執り行われました。残念ながら、伝統ある祭事にお参りいただける方が年々減少の傾向にあり、役員会においてもいろんな行事・事業に積極的に参加いただける方策を模索・検討をしています。

秋季火災予防運動について

葛城消防署から協力依頼がありました。11月9日（119番の日）から15日まで間、秋の火災予防運動が実施されます。これまで葛城市内では19件（10月22日現在）の火災が発生しています。今一度家庭における防火対策と地域における防火活動を見なおしていただき「**火災をなくし安全・安心なまちづくり**」をよろしくお願いいたします。

年末の区費徴収について

12月9日（日）午前9時より西辻コミュニティセンターにおいて、後期分の区費を徴収させていただきます。徴収金額・日程等につきましてはできるだけ早く各家庭にお知らせさせていただきます。また、駐車場代金につきましても後期分を徴収させていただきますので、併せてよろしくお願いいたします。

コミュニティセンター前広場の整備について

このたびコミュニティセンター前広場の整備として、「西辻健康クラブ グランドゴルフ会」のご協力を得まして、全面に砂を敷きグラウンド整備をいたしました。広場には遊具もありお子様達の安全対策の一助になるものと思っています。

11・12月の主な行事

- ・ 11月 9日（金） 秋季火災予防運動
～15日（木）
24日（土） 葛城市地域防災訓練 午前10時～ 新庄北小学校
 - ・ 12月 9日（日） 後期区費・駐車場代金徴収 午前9時～ 西辻コミセン
21日（金） 小中学校終業式
- （なお、年末～年始の諸行事の詳細は12月の西辻区広報で改めてお知らせします。）

以上

西辻区開発だより

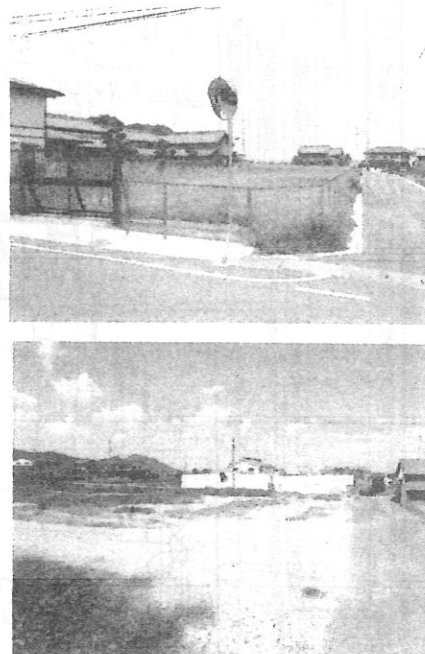
発行:西辻区役員会
平成30年 10月1日
Vol. 4

開発B・C用地協議書締結される

開発B・C用地の計画は住宅（B用地9軒・C用地11軒）が建設予定されています。
事業者からの申請により葛城市役所との協議も終わり、葛城市役所との協議書が締結されました。市役所各関係各課との協議項目は次の通りです。

- 1.ゴミ処理について……………(クリーンセンター)
- 2.防災行政無線設備・初期消火用具
及び街灯設置について……………(生活安全課)
※協議項目の初期消火用具はB用地のみ
- 3.水道施設について……………(水道課)
- 4.下水道施設について……………(下水道課)
- 5.屋外広告物・騒音・振動について…(環境課)
- 6.道路施設及び交通安全対策について(建設課)
- 7.その他必要事項について……………(都市計画課)

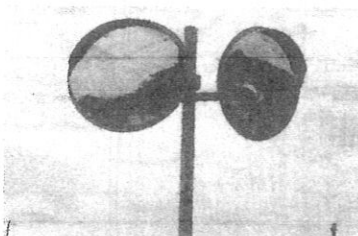
締結された協議項目内容の一部を下記に掲載



道路施設及び 交通安全対策(建設課)

【B用地C用地共通】

工事中、道路上に資器材等を置いて交通の妨げとならないように留意すること。また、申請地付近の通行者、特に学童等の通学・通園等に支障とならないようにガードマン等を配し、工事車両の通行、工事に係る交通安全対策に必要な措置を講ずること。



カーブミラーの設置

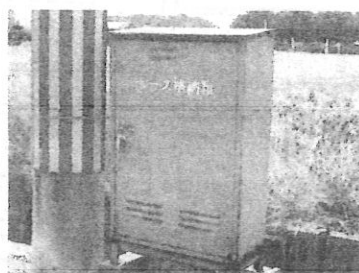
【B用地】西辻3号線と西辻4号線の交差点部に交通安全施設1箇所(φ800両面式カーブミラー)を設置すること。

【C用地】開発地の進入路対岸に交通安全施設1箇所(φ800両面式カーブミラー)を設置するとともに必要数・場所等の詳細については建設課と協議する

初期消火用具及び 街灯設置(生活安全課)

【B用地】

既設の初期消火用具格納箱に消火用ホース1本を追加収納する



LED街灯整備

【B用地】事業主は、開発地(4号地)と北側市道の接する付近に1箇所LED照明等の街灯を設置すること。

街灯設置箇所については地元区長と協議し、…以後省略

【C用地】事業主は、開発地内に1箇所以上及び東側市道と接する付近にLED照明等の街灯を設置すること。

設置箇所については、地元区長と協議し、…以後省略

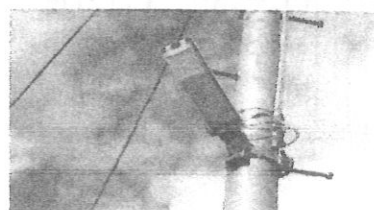
その他必要事項 (都市計画課)

【B用地C用地共通】

施設設計にあたっては、公害の発生がないよう十分に検討し、工事中、工事完了後においても公害発生に十分注意すること。万一、事業主に帰すべき事由により近隣住民の生活環境に被害を与えた場合は、ただちにその対策を講じるとともに被害者に誠意をもって対処し解決すること。

【B用地C用地共通】

工事施工の際には事前に近隣住民への周知徹底を図ること。又、近隣住民との協議を十分に行い、問題の生じることのないよう対処するものとする。



開発用地確認図

